

(注) 文部科学省ホームページから転載：平成18年6月17日

## 新学習指導要領パンフレット(教師向け)

### 目次

#### [新しい学習指導要領のねらいの実現に向けて](#)

- 1 [子どもの現状](#)
- 2 [新しい学習指導要領の基本的なねらい](#)
- 3 [新しい学習指導要領の全体構造](#)
- 4 [教育内容の厳選](#)
- 5 [総合的な学習の時間](#)
- 6 [選択学習の幅の拡大](#)
- 7 [最低基準性の一層の明確化と個に応じた指導の充実](#)
- 8 [新しい学習指導要領のねらいを実現するための評価の充実](#)

#### [新しい学習指導要領についてのQ&A](#)

新しい学習指導要領のねらいの実現に向けて

「子どもたちが変わる」

そう思うだけで、胸が躍る。

学校は、アナタで変わります。

基礎・基本を徹底し、自ら学び考える力を育てることが必要

子ども一人一人に応じたきめ細かな教育が必要

## 学力

知識・技能は重要であるが、知識の量のみではなく、学ぶ意欲、思考力、判断力、表現力などまで含めて学力ととらえる必要がある。

(学習への関心・意欲・態度や将来の生活に関する課題に適応する能力を重視するのは国際的な流れ)

# 1. 子どもの現状

我が国の子どもの学力は国際的に見て上位に位置しており、全体としておおむね良好。

しかし、学ぶ意欲、思考力、判断力、表現力などが必ずしも十分ではなく、高いレベルの学力を有する子どもの割合がそれほど高くないなどの問題がある。

## 教育課程実施状況調査

【過去2回実施(昭和56～58年度、平成5～7年度)】

- 覚えることは得意、計算の技能や文章の読み取りの力などもよく身に付けている
- 覚えることは得意だが、学習が受け身で、自ら調べ判断し、自分なりの考えを持ちそれを表現する力が不十分

## 国際数学・理科教育調査

【国際教育到達度評価学会(IEA)調査】

- 日本の子どもの成績は戦後一貫して国際的に上位(同一問題による経年比較でも低下していない)

●数学や理科が好きである、将来それらに関する職業に就きたいという者の割合が少ない

## 1. 我が国の成績

### ①算数・数学の成績

	小学校	中学校
昭和39年(第1回)	実施していない	2位/12国
昭和56年(第2回)	実施していない	1位/20国
平成7年(第3回)	3位/26国	3位/39国
平成11年(第3回追調査)	実施していない	5位/38国

(注)小学校については4年生の成績。中学校については昭和39、56年は1年生、平成7年、11年は2年生の成績。

### ②理科の成績

	小学校	中学校
昭和45年(第1回)	1位/16国	1位/18国
昭和58年(第2回)	1位/19国	2位/26国
平成7年(第3回)	2位/26国	3位/41国
平成11年(第3回追調査)	実施していない	4位/38国

(注)小学校については昭和45年及び58年は5年生、平成7年は4年生の成績。中学校については各年とも2年生の成績。

## 2. 数学・理科に対する意識(中学2年)

### ①数学

	数学が「好き」または「大好き」	数学の勉強は楽しい	将来、数学を使う仕事がしたい	生活の中で大切
平成7年	53% (68%)	46% (65%)	24% (46%)	71% (92%)
平成11年	48% (72%)	38% ( — )	18% ( — )	62% ( — )
前回との差	△5	△8	△6	△9

(注)( )内は国際平均値 ( — )内については国際平均値は発表されていない

## ②理科

	理科が「好き」または「大好き」	理科の勉強は楽しい	将来、科学を使う仕事がしたい	生活の中で大切
平成7年	56% (73%)	53% (73%)	20% (47%)	48% (79%)
平成11年	55% (79%)	50% ( — )	19% ( — )	39% ( — )
前回との差	△1	△3	△1	△9

(注)( )内は国際平均値 ( — )内については国際平均値は発表されていない

## OECD 生徒の学習到達度調査(PISA)【平成12年実施】

- 知識や技能を実生活で活用する力は国際的に上位
- 「宿題や自分の勉強をする時間」は参加国中最低
- 最も高いレベルの読解力を有する生徒の割合は OECD 平均と同程度

### 1. 我が国の成績

- ・ 読解力 1位／フィンランド 2位グループ／カナダ、ニュージーランド、オーストラリア、アイルランド、韓国、イギリス、及び日本
- ・ 数学的リテラシー 1位グループ／日本、韓国及びニュージーランド
- ・ 科学的リテラシー 1位グループ／韓国及び日本

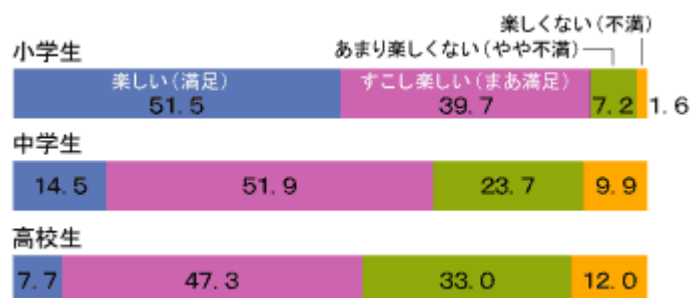
### 2. 読解力の習熟度別結果

	レベル未満(低)	レベル1	レベル2	レベル3	レベル4	レベル5(高)
フィンランド	1.7%	5.2%	14.3%	28.7%	31.6%	18.5%
韓国	0.9%	4.8%	18.6%	38.8%	31.1%	5.7%
イギリス	3.6%	9.2%	19.6%	27.5%	24.4%	15.6%
日本	2.7%	7.3%	18.0%	33.3%	28.8%	9.9%
アメリカ	6.4%	11.5%	21.0%	27.4%	21.5%	12.2%
OECD平均	6.0%	12.1%	21.8%	28.6%	21.8%	9.4%

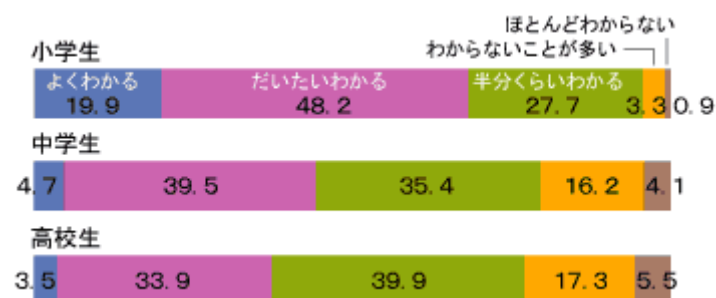
## 学校教育に関する意識調査(文部省)【平成10年実施】

- 授業の理解度、満足度ともに学年が上がるにつれ低下

### 学校生活への満足感



### 学校の授業の理解度



文部省「学校教育に関する意識調査」(平成10年2月調査)より

## 2. 新しい学習指導要領の基本的なねらい

完全学校週5日制の下、各学校が「ゆとり」の中で「特色ある教育」を展開し、子どもたちに学習指導要領に示す基礎的・基本的な内容を確実に身に付けさせることはもとより、自ら学び自ら考える力などの「生きる力」をはぐくむ。

- 授業時数の縮減と教育内容の厳選
- 個に応じた指導の充実
- 体験的・問題解決的な学習活動の重視
- 総合的な学習の時間の創設
- 選択学習の幅の拡大

参考

昭和  
43～45年  
改訂

**教育内容の一層の向上（「教育内容の現代化」）**

（時代の進展に対応した教育内容の導入  
（算数における集合の導入等））



昭和  
52～53年  
改訂

**ゆとりある充実した学校生活の実現＝学習負担の適正化**

（各教科等の目標・内容を中核的事項にしぼる）



平成  
元年改訂

**社会の変化に自ら対応できる心豊かな人間の育成**

（生活科の新設、道徳教育の充実）



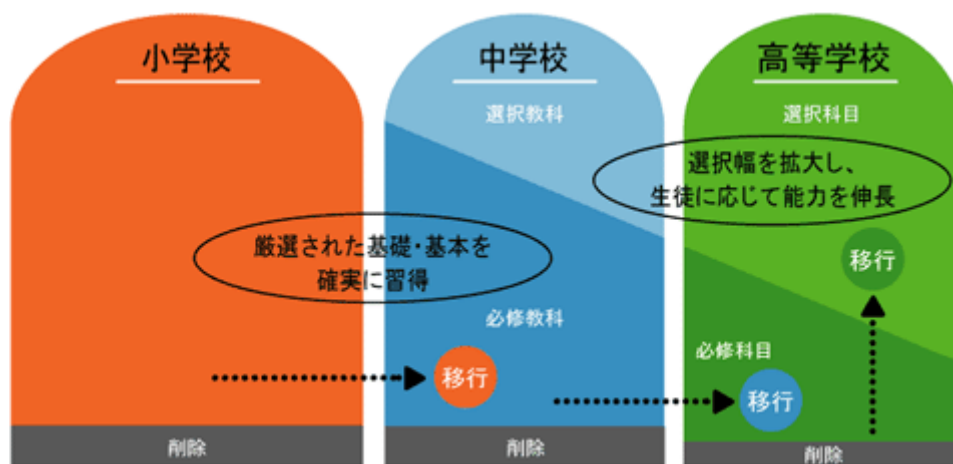
平成  
10年改訂

**自ら学び自ら考える力などの「生きる力」の育成**

（教育内容の厳選、総合的な学習の時間の新設）

### 3. 新しい学習指導要領の全体構造

- 小・中学校では教育内容を厳選し、基礎・基本を確実に習得
- 中・高等学校では、選択学習の幅を拡大し、生徒の能力等に応じ、発展的な学習も行う



### 4. 教育内容の厳選

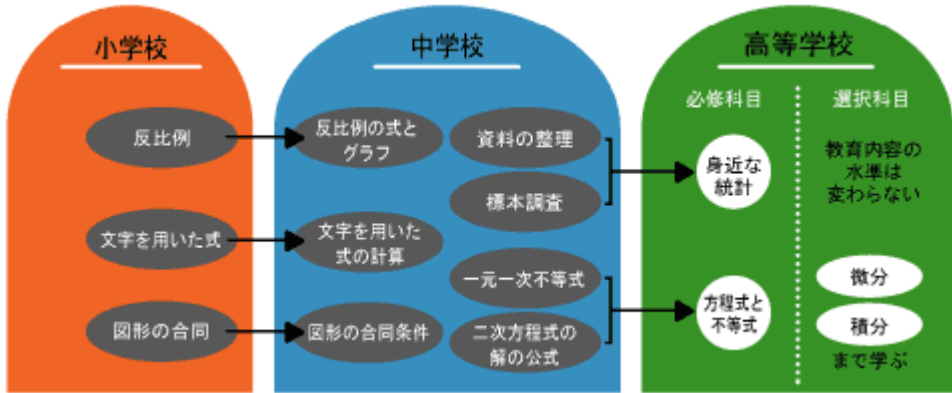
新しい学習指導要領においては、基礎・基本を確実に定着させるため教育内容を厳選している。

#### ●教育内容厳選の視点

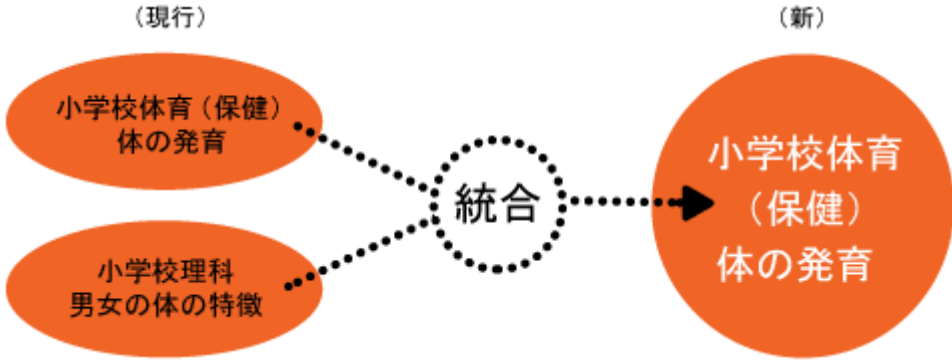
- ①高度になりがちな内容を上の学年や学校段階に移行し、もともと上の段階で扱っていた内容と合わせるにより、体系的にわかりやすく指導
- ②各学校段階間、各学年間、各教科間で重複する内容を削除

例

①算数・数学



②保健・理科



教育内容の厳選によってゆとりの中できめ細かな教育活動が可能となる



教育内容の厳選

時間的なゆとり 精神的なゆとり

学校

①理解や習熟の程度に応じた  
指導、個別指導や繰り返し指導

②観察・実験、調査・研究、  
発表・討論などの  
体験的・問題解決的な学習

子ども

①基礎・基本の  
確実な定着

②思考力、判断力、  
表現力などの育成

## 5. 総合的な学習の時間

横断的・総合的な課題などについて、自然体験や社会体験、観察・実験、見学・調査などの体験的な学習、問題解決的な学習を行う

①自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育てる

②学び方やものの考え方を身に付け、問題の解決や探究活動に主体的、創造的に取り組む態度を育て、自己の生き方を考えることができるようにする

#### <教科との関連>

- 各教科等で身に付けた知識や技能を相互に関連付け、総合的に働くようにする
- 「総合的な学習の時間」で身に付けた力を各教科等の学習の中で生かす

## 6. 選択学習の幅の拡大

生徒の興味・関心、進路希望等に応じた能力の伸長を一層実現

### 中学校

- 選択教科に充てる授業時数の拡大
- 補充的な学習や学習指導要領に示す内容の理解をより深めるなどの発展的な学習、課題学習などを実施可能に

### 高等学校

- 必修科目の最低合計単位数を縮減
- 各学校で独自に学校設定教科・科目を設定可能に
- 大学で学んだ成果を高等学校の単位として認める

## 7. 最低基準性の一層の明確化と個に応じた指導の充実

### 学習指導要領は最低基準

学習指導要領に示す「各教科、道徳及び特別活動の内容に関する事項は、特に示す場合を除き、いずれの学校においても取り扱わなければならない。

学校において特に必要がある場合には、(学習指導要領に)示していない内容を加え

て指導することもできる」【学習指導要領 総則(抜粋)】

## 新しい学習指導要領では

---

教育内容の厳選・選択学習の幅の拡大



学習指導要領の最低基準性が一層明確に



発展的な学習、補充的な学習など、個に応じた指導の充実

---

- 少人数指導、習熟度別指導を可能にするなどの教職員定数の改善
- 発展的な学習等を推進するための教師用参考資料の作成・配布

## 新しい学習指導要領のねらいを実現するための評価 8. の充実

(平成12年12月教育課程審議会答申)

### ① 児童生徒の一人一人の学習状況を適切に評価

- 学習指導要領に示す目標に照らしてその実現状況を見る評価(いわゆる絶対評価)を一層重視
- 児童生徒の学習状況を客観的に評価するため、評価規準、評価方法等を研究開発
- 指導要録の改善(平成13年4月27日付け初等中等教育局長通知)
  - (1) 小・中学校の評定を学習指導要領の目標に準拠した評価(いわゆる絶対評価)に
  - (2) 高等学校の評定は4観点を十分踏まえる
  - (3) 「総合的な学習の時間」の評価は、学習活動、観点、文章による評価を記述

- (4)「生きる力」の育成を目指し、「行動の記録」の項目を見直し
- (5)児童生徒の成長の状況を総合的にとらえる工夫ができるようにする趣旨から所見欄等を統合



#### 各学校においては

- 評価の客観性を高めるため、評価規準の作成に向けて研究を

#### 教育委員会においては

- 各学校の取組を支援するため、評価規準等の研究開発を  
(国においては、国立教育政策研究所において研究開発)

◎学習指導要領の目標の全国的な実現状況、教育課程の実施状況を適切に評価

#### ●全国的な学力調査の実施

小・中学校については平成13年度、高等学校については平成14年度に現行学習指導要領の下での学力調査(教育課程実施状況調査)を国立教育政策研究所において実施(中3:平成14年1月24日(木) 小5～中2:平成14年2月21日(木))

- 各学校において、教育課程の実施状況等から見た自己点検・自己評価が必要

## 新しい学習指導要領についてのQ&A

**Q1** 学習指導要領は最低基準であるということを聞いたのですが、その意味するところについてわかりやすく教えてください。

学校教育においては、全国的に一定の教育水準を確保し、全国どこにおいても一定水準の教育を受ける機会を国民に保障することが要請されます。このため、学校において編成・実施される教育課程について、国として大綱的な基準を設けています。これが学習指導要領です。学習指導要領は、国民として共通に身に付けるべき学校

教育の目標や内容を示した国の基準であり、各学校においては、この学習指導要領に基づき、教育課程を編成・実施することになります。小・中学校学習指導要領総則でも、学習指導要領に示す各教科等の内容は、「特に示す場合を除き、いずれの学校においても取り扱わなければならない」としています。

「学習指導要領が最低基準である」ということは、このように少なくとも学習指導要領に示す内容については、全国どこの学校においても、必ず児童生徒に指導する必要があるという意味です。

**Q2** 学習指導要領が最低基準であるということは、各学校において  
は、児童生徒に学習指導要領に示す内容を教えただけでは十分ではないということなのでしょうか。

学習指導要領は、全国的に一定の教育水準を確保するために設けられた基準であり、共通の教育課程においては、学習指導要領に示す内容をすべての児童生徒に指導することが基本となります。しかし、児童生徒の理解の程度には差があることを踏まえれば、必ずしもそれだけで十分であるとは言えません。

したがって、理解の程度に応じたきめ細かな指導を行うとともに、その実施状況を適切に評価し、さらなる指導の改善に生かすなど、学習指導要領に示す目標の着実な実現に努めることが重要です。

例えば、学習指導要領に示す内容の理解が十分でない児童生徒に対しては、繰り返し指導など補足的な学習を行ったりするなど、一人一人の児童生徒の実態に即した個に応じた指導を一層充実させることが必要であると考えています。

また、学習指導要領に示す内容を十分に理解している児童生徒に対しては、個別指導や習熟度別のグループ別指導、選択教科における指導などを通じて、その理解をより深めるなどの発展的な学習を行うことも個性の伸長という観点から必要であると考えています。

**Q3** 学習指導要領に示す内容を十分理解している児童生徒に対して、  
学習指導要領に示されていない内容を加えて指導する場合に制限はないのでしょうか。

学習指導要領に示す内容を十分理解している児童生徒に対して、どのような内容を加えて指導するかは、児童生徒の実態を踏まえ、その興味・関心を高め、理解を深める観点から、各学校が判断すべき事柄です。

各学校において、児童生徒の負担過重となったりすることのないよう配慮するなど、学習指導要領総則を踏まえて判断していただきたいと考えています。

**Q4** 新しい学習指導要領において削除された内容や、中学校理科の「イオン」など扱わないこととされている内容を加えて指導してよいのでしょうか。

学習指導要領に示す内容やその取扱いは、すべての児童生徒に共通の教育課程を編成する場合に適用するものです。新しい学習指導要領においては、知識の暗記に偏重せず、「ゆとり」の中で自ら考える力をはぐくむために、教育内容を厳選しています。このため、新しい学習指導要領において削除した内容や取り扱わないこととした内容を、すべての児童生徒に一律に指導することは、新しい学習指導要領の趣旨にそぐわないものと考えます。

その一方、学習指導要領に示す内容を十分理解している児童生徒に対して、児童生徒の興味・関心等を一層伸ばす観点から、個別指導や習熟度別のグループ別指導、選択教科における指導などを通じて、発展的な学習を行う際には、このような内容を加えて指導することも可能です。

各学校において、児童生徒の負担過重となったりすることのないよう配慮するなど、学習指導要領総則を踏まえて判断していただきたいと考えています。

**Q5** 児童生徒の能力等に応じて発展的な学習や補充的な学習を推進する必要があるとのことですが、教材や教員配置面で限度があり、現実には困難ではないでしょうか。

文部科学省においても、教科等に応じた少人数指導や習熟の程度に応じた指導等のきめ細かな指導の実現を目指し、教職員定数の改善を推進するとともに、各学校において発展的な学習や補充的な学習を行う際の参考となる教師用の資料の作成・配布を行うこととしています。

個に応じた指導を推進するため、各学校においては、これらを活用するとともに、積極的に新たな補助教材を開発したり、利用するなど、指導体制や指導方法を工夫し、創意工夫を生かした取組を行っていただきたいと考えています。

**Q6** 発展的な学習については、どのように評価を行っていけばよいのでしょうか。また、評定の対象となるのでしょうか。

個性の一層の伸長を図るという観点から、児童生徒のよい点を積極的に評価していくことは重要であり、発展的な学習についても適切に評価することが大切です。具体的には、児童生徒ごとのよい点や可能性、進歩の状況などの評価(個人内評価)を重視し、学習指導の過程において、適宜、評価の結果を児童生徒に伝えることにより、その後の学習に意欲的に取り組ませたり、指導要録の「総合所見及び指導上参考となる諸事項」の欄に記入し、後の指導に生かしたりすることなどが考えられます。

なお、評定については、発展的な学習を行ったかどうかにかかわらず、学習指導要領に示す目標に照らして、その実現状況を評価する「目標に準拠した評価」によって行うものです。したがって、学習指導要領に示していない内容について学習するなど発展的な学習に取り組まなければ高い評定(小学校における「3」や中学校における「5」など)は与えないということではありません。

## Q7 文部科学省から出された「確かな学力向上のための2002アピール～学びのすすめ～」について教えてください。

「確かな学力向上のための2002アピール」は、平成14年1月に、小・中学校の新しい学習指導要領の全面実施を目前に控え、児童生徒の学力が低下するのではないかと懸念にしっかりと答えるため、「確かな学力」の向上に向けて各学校における積極的な取り組みを促すことをねらいとして出されたものです。

この「アピール」では、新しい学習指導要領のねらいを確認するとともに、各学校における指導に当たっての重点等を明らかにしたものであり、各学校においては、「アピール」に示された具体的方策の例を参考として、各学校段階の特性や学校・地域の実態を踏まえ、創意工夫を活かした取り組みを進めていただきたいと思います。

## Q8 「学びのすすめ」では宿題、補習などを推奨していると聞きますが本当でしょうか。

「学びのすすめ」では、家庭における学習の充実を図るための宿題、放課後の時間等を活用した補充的な学習や児童生徒の主体的な学習の支援を提案しています。これらは、学ぶ意欲や習慣が我が国の児童生徒に十分身に付いていないという課題を踏まえてのものです。

なお、補充的な学習については、学校の教育活動全体で児童生徒一人一人に応じた学びの機会を充実させるための具体例であり、完全学校週5日制の実施により休

業日となる土曜日についてまで授業の延長のような形態で補習を行うことを推奨するものではありません。土・日曜日には、学校週5日制の趣旨を踏まえ、地域社会等において様々な工夫をして積極的に多様な活動が展開されることが期待されます。

(初等中等教育局教育課程教育課程企画室課)

(注) 文部科学省ホームページから転載：平成18年6月17日